

## 京都市地域住民献血組織表彰実施要綱

昭和45年8月1日決定

昭和52年10月12日一部改正

昭和57年9月8日一部改正

令和3年4月1日一部改正

### 1 目的

血液は人間の生命が母体に宿ってからの世に生まれ一生を終わるまで、一秒たりとも休みなく活動を続けわれわれのいのちを保持してくれるものである。

ところが、この大切な血液も激増する交通事故や医学の進歩によって開発された大手術などに、その需要は非常に増えている。

一方、血液は保存期間が短いため、過不足なく蓄えておくことも非常に難しいものである。

そこで、こうした血液不足をなくし、血液供給量をコントロールするためにはどうしても集団による計画献血が必要であるとともに、地域住民が崇高な献血理念の理解のもとに、献血運動の積極的な推進を行う献血組織を結成することがもっとも大切なことである。

本市においても、このようにして、結成された地域住民献血組織が定期的に献血されることにより、市民の尊いいのちが守られている。

そこで前記のように多大の功績のある献血組織を表彰し、また、他の模範とし、もって献血思想の普及と地域住民の献血の組織化を一段と進める。

## 2 表彰対象

- (1) 組織を結成し，第1回目の献血を終えた組織
- (2) 組織を結成後，規約などに基づく活動を5年以上続けた組織
- (3) (2) により表彰を受けた組織で，引続き規約などに基づく活動を続けている組織は，以後5年ごとに表彰（10年，15年表彰…）
- (4) その他，市長が特に表彰するに値する資格があると認める組織

## 3 表彰対象の掌握及び表彰

市長は，京都市各献血推進実行委員会の長に当該地域住民献血組織のうちから上記表彰対象に該当するものについて，別添推薦調書に基づき市長から別途日を定めて表彰状を授与して行う。

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

京都市 献血推進実行委員会

委員長

被表彰組織推薦調書

ふりがな 組織名		ふりがな 代表者	
所在地			
会員数			
業務内容			
推薦理由			
表彰対象	(1)	(2)	(3) [ 年] (4)